

上市町義務教育学校整備に係る基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、「上市町義務教育学校整備に係る基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務」の公募型プロポーザルにおける受託候補者を選定するための審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2条 審査方法及び受託候補者の特定については以下のとおりとする。

- (1) 審査は、上市町義務教育学校整備に係る基本計画策定及びP F I等導入可能性調査業務公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。
- (2) 審査の対象は、提案者からの提出書類並びに説明（プレゼンテーション）及びヒアリングとする。
- (3) 審査の評価基準は、別表「評価基準」のとおりとする。
- (4) 受託候補者の特定方法については、提案上限額の範囲内で、上記評価基準における選考委員会の委員（以下単に「委員」という。）の各々の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。
- (5) 各委員の評価点の合計点数の平均が、基準点（50点）以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (6) 評価点の合計が同点である提案者が複数生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても評価点の合計が同点である場合は、提示された見積金額により順位を決定する。見積金額においても同額であった場合は、委員の協議によって順位を決定する。
- (7) 提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、最低基準を満たす場合は、当該提案者を受託候補者とする。最低基準に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査方法に関し必要な事項は、その都度選考委員会において協議の上、決定する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

(別表)

評価基準

項目		評価	重み	最高配点	観 点
1	学校施設を含む複合施設等の業務受注実績評価	1～5	5	25	・他の地方公共団体等における学校施設を含む複合施設等の業務受注実績があるか
2	業務推進体制等	1～5	3	15	・業務への取組み体制や業務責任者及び担当者の業務遂行能力は十分か ・会議等の運営支援業務等に対する支援体制は適切か
3	業務工程の妥当性・効率性	1～5	3	15	・作業内容と業務フロー整理について、無理のないスケジュールや作業内容となっているか
4	提案内容に関する評価	1～5	5	25	・教育の高機能化、生活環境の向上、地域に開かれた学校等の観点から、新しい学校施設の在り方やコンセプトが示されているか ・学校及びその他施設の複合化を前提とした施設の提案となっているか ・概算事業費の算定について、人件費や資材価格の高騰等を考慮した提案内容となっているか ・仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか
5	プレゼンテーション（質疑応答も含む）	1～5	2	10	・プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか ・質疑への応答は適切であるか
6	見積額	【計算式】 [(最低見積額÷各提案者の見積額)×10点](小数点以下切り捨て)		10	・費用対効果は高いか
合計				100	

※項目1～5については、5段階で評価（良い：5点、やや良い：4点、普通：3点、やや悪い：2点、悪い：1点）し、重み係数を乗じた配点とし、項目6は標記計算式による配点の合計点数（最高100点）